

令和6年度子育て世帯に対する区独自給付事業の実施について

1 概要

令和5年12月に国が示した「こども未来戦略」において、児童手当における所得制限の撤廃及び対象年齢の拡充が決定されたが、国による実施までの間、子育て世帯に対する給付事業を令和5年度に引き続き区独自で実施し、次世代を担う子どもたちの育ちを支援する。

2 区独自給付事業

- (1) 16歳から18歳までの高校生世代を養育する者に対し、「文京区高校生世代育成支援金（以下「育成支援金」という。）」を実施する。
- (2) 所得制限により児童手当の対象外となった者に対し、「文京区児童手当対象外世帯独自給付金（以下「独自給付金」という。）」を実施する。

3 給付対象

(1) 育成支援金

ア 5年度下半期分

平成17年4月2日から平成20年4月1日までに生まれ、文京区に住所を有している児童の養育者（想定対象児童：約5,100人）

イ 6年度分

平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれ、文京区に住所を有している児童の養育者（想定対象児童：約5,200人）

(2) 独自給付金

ア 5年度下半期分

以下の全ての要件に該当する者（想定対象児童：約14,300人）

- (ア) 令和5年10月1日以降文京区に住所を有している。
- (イ) 平成20年4月2日から令和6年4月30日までに生まれた児童を養育している。
- (ウ) 令和5年度の児童手当を受給していない。

イ 6年度分

以下の全ての要件に該当する者（想定対象児童：約16,400人）

- (ア) 令和6年6月1日以降文京区に住所を有している。
- (イ) 平成21年4月2日から令和6年8月31日までに生まれた児童を養育している。
- (ウ) 令和6年度の児童手当を受給していない。

4 給付額

児童一人当たり 月額5千円

毎月1日時点で給付対象の要件を満たす場合に、その月分の給付対象とする。

5 対象期間

(1) 育成支援金

5年度下半期分 令和5年10月から令和6年3月まで（6か月）

6年度分 令和6年4月から9月まで（6か月）

(2) 独自給付金

5年度下半期分 令和5年10月から令和6年5月まで（8か月）

6年度分 令和6年6月から9月まで（4か月）

6 申請方法

LINEを活用した電子申請及び郵送による。

7 給付スケジュール（予定）

申請済みの給付対象者（以下「既申請者」という。）についてはプッシュ型で給付し、転入又は児童の出生により新たに給付対象者となった者（以下「要申請者」という。）については、申請内容を確認した上で給付する。

(1) 育成支援金（5年度下半期分）

令和6年 4月26日 案内通知発送

5月 既申請者に対しプッシュ型で給付

8月16日 申請期限

9月 要申請者に対し給付

(2) 独自給付金（5年度下半期分）

令和6年 6月 案内通知発送

7月 既申請者に対しプッシュ型で給付

9月30日 申請期限

11月 要申請者に対し給付

(3) 育成支援金・独自給付金（6年度分）

令和6年10月 案内通知発送

既申請者に対しプッシュ型で給付

令和7年 1月31日 申請期限

3月 要申請者に対し給付

※ 未申請者に対しては、申請状況を踏まえて別途勧奨通知を送付予定

8 周知方法

各事業の対象となる世帯に事業の案内及び申請書を送付するほか、区報、区ホームページ、区SNS等を活用した周知を行う。